標準貨物自動車運送約款

運輸省告示第五百七十五号・平成二年十一月二十二日
最終改正　国土交通省告示第百九十三号・令和七年三月一日　実施

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条―第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　故意（第二十九条・第三十条）
第七節　運賃、料金等（第三十一条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十条）
第九節　連絡運輸（第四十一条・第四十二条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十三条・第五十四条）
第四章　責任（第五十五条・第六十条）
第五章　賠償（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）
第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）
第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）
第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）
第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、特約のない運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）
第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
発送期間　貨物を受け取った日を含め二日
運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
輸送期間
集貨及び配達をする場合にあっては各一日
集配期間
2　三項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）
第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項の三項目については、申込者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十二条第一項に規定する荷主又は個人事業者として又は事業のために運送契約の当事者となる場合に記載するものとする。
一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
二　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
三　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地
四　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地の希望日時
五　運送先及び到着地と団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む）
六　運送の扱種別
七　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する待機時間料を含む。）
八　燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という）の額及び支払方法
九　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
十　貨物の種類及び価額
十一　高価品である貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
十二　特約事項があるときは、その内容
十三　本約款の内容について承諾する旨
十四　運送申込書の提出年月日
十五　その他その貨物の運送に関し必要な事項
2　前項に掲げる事項（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当店に定めるものをいう。以下同じ）による運送の申込みを行なおうとする者は、当店の運送申込書を提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の承諾）
第七条　当店は、前条第一項に規定する運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者である場合の限りにおいては、次に掲げる事項のみを記載した運送引受書を交付します。
一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時
二　申込者より第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しの委託があったときは、その旨
四　運送引受書の交付年月日
引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。
2　当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）
第八条　当店は、申込者に求めるこの運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、前項の規定により点検をした場合において、これを点検することのないようにします。
3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害賠償を負担しません。
4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）
第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検を拒んだとき。
二　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。
三　当該運送に関して申込者がかねたり別の負担を求められたとき。
四　当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（高価品及び貴重品）
第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一　有価証券並びに金銭、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の金融証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、宝石、金剛石、紅玉、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二　美術品及び骨董品
三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
（運送の扱種別等不明な場合）
第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）
第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなります。必要な荷造りを要求します。
2　当店は、荷造りの荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
3　当店は、荷造りが十分でないときは、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）
第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。
一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二　個数
三　その他運送の取扱いに必要な事項
2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）
第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一　当該貨物の運送につき、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。
二　当該貨物の運送につき、付添人を付することこと。

（危険品についての特則）
第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、当該貨物の名称、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。
2　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一　運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
二　運送引受書に記載した集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内
三　運送引受書に記載した集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

（中止手数料）
第十六条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によって運送することがあります。
2　当店は、前項の中止手数料を請求しない限り、引き受けた貨物を荷送人から受け取った時に、荷送人に対し、中止手数料を請求することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物の利用運送を通知します。
3　手数料を収受します。利用運送を行う場合は、前項の規定により利用運送に係る手数料は収受しません。
4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責によらずして運送が中止されたときは、利用運送に係る手数料は収受しません。

（連絡運輸）
第十七条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知して、当店に係る貨物の利用運送を行うことがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。利用運送を行う場合は、前項の規定により利用運送に係る手数料を収受しません。
3　手数料を収受します。
4　荷送人は、この場合において、当店の責によらずして運送が中止されたときは、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）
第十八条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。
2　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）
第十九条　当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人が指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）
第二十条　当店は、荷送人の名号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対して貨物をもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における管理者又はこれに準ずる者
二　留置権者、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者
三　準ずる者

（留置権の行使）
第二十一条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないもの又は特殊な管理を要する貨物の運送について、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（運送申込書等の記載の不完全等の責任）
第二十二条　当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）
第二十三条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　自然の消耗、虫害又は鼠害
二　当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品の取扱）
第二十四条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。
2　前項の規定による通知をしないで損害賠償の責任を負いません。
3　当店は、次に掲げる場合には、適用しません。
一　運送契約の当時、貨物が高価品であることを知っていたとき。
二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）
第二十五条　当店は、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）
第二十六条　当店は、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
3　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
4　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
5　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）
第二十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷送人に対して通知します。その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
5　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
6　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
8　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の競売）
第二十八条　当店は、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷送人に対して通知します。
5　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
6　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
8　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の代替売却）
第二十九条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、その貨物の受取を催告し、その期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合には、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）
第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合には、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（指図の催告）
第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、相当の期間を定め荷受人に対して、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対して、その貨物の受取を催告することがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（指図の催告）
第二十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、相当の期間を定め荷受人に対して、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合は、遅滞なく、荷受人に対して、その貨物の受取を催告することがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（受取及び引渡しの場所）
第十九条　当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人が指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）
第二十条　当店は、荷送人の名号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対して貨物をもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における管理者又はこれに準ずる者
二　留置権者、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者
三　準ずる者

（留置権の行使）
第二十一条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないもの又は特殊な管理を要する貨物の運送について、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（運送申込書等の記載の不完全等の責任）
第二十二条　当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）
第二十三条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　自然の消耗、虫害又は鼠害
二　当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品の取扱）
第二十四条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。
2　前項の規定による通知をしないで損害賠償の責任を負いません。
3　当店は、次に掲げる場合には、適用しません。
一　運送契約の当時、貨物が高価品であることを知っていたとき。
二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）
第二十五条　当店は、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）
第二十六条　当店は、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。
2　当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　荷受人に対して通知します。
6　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
7　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
8　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
9　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
10　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
11　荷受人に対して通知します。
12　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
13　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の代替売却）
第二十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合には、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の代替売却）
第二十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合には、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（指図に応じない場合）
第二十九条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、荷送人に対する指図に応じないことがあります。
2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第五節　指図

（貨物の処分権）
第二十七条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
2　前項の指図は、貨物が到達地に到着した後、荷受人が貨物の受取を拒んだときは、荷送人に対し、その貨物の受取を催告し、荷受人が貨物の受取を拒んだときは、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
3　第一項の指図をする場合において、当店が要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人に交付し、又は供託します。

（指図に応じない場合）
第二十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合において、荷送人に対して、相当の期間を定め、その貨物の受取を拒否し、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合又は第二十二条第二項の場合には、荷送人に対して、その貨物の引渡しに代えることがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
3　荷受人に対して通知します。
4　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
5　その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
6　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
7　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。
8　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。
9　荷受人に対して通知します。
10　当店は、第一項もって貨物の引渡しに代えることがあります。
11　該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでは、当該倉荷証券を留置することがあります。

（指図に応じない場合）
第二十九条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、荷送人に対する指図に応じないことがあります。
2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　故意

（事故の際の措置）
第二十九条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物につき指図を求め撤去する。
一　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
二　当店の責に帰すべき事由によらないで、当該貨物の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
三　相当の期間、前項各号の場合において、荷送人の指図を待っていたとき。
2　当店は、前項の場合において、荷送人の指図を待っていたときは、当店の責に帰すべき事由によらないで、当該貨物の滅失、損傷又は延着が生じたときは、その責任を負いません。
3　当店は、前項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）
第二十八条　当店は、第二十五条の規定による通知及び明記をしないで荷送人が引渡したもの又は危険を除去するため必要と認めるときは、いつでもその貨物の全部又は一部滅失の処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合においても、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
2　前項の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
3　前項の処分に要した費用は、その代価の全部又は一部をもってこれを充当します。
4　荷送人は、第一項の規定による処分をしたときは、指図書を提出しなければなりません。

（事故証明書の発行）
第二十九条　当店は、車両が貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、すべて荷送人の負担とします。
2　前項の請求があったときは、当店は、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
3　荷送人が、第三者から委託を受けて貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人第一項の規定による指図を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の規定による指図を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（利用運送の際の責任）
第三十条　当店は、他の運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、かつ、この約款により当店が負います。

（賠償の権利取得）
第三十一条　当店は、当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第七節　運賃、料金等

（運賃、料金等）
第三十二条　運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定めるところにより、この運送約款の定めるところにより、運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ